

＊北海道公報

発行 北海道
編集 北総務部
集 行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課) 9
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課) 9
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課) 10
○土地改良法による国営換地計画の決定……………	(農業施設管理課) 10
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課) 10
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課) 10
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課) 10
○都市計画区域の変更……………	(都市計画課) 11
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課) 11
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課) 12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課) 13
○建築基準法第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定……………	(建築指導課) 14
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	15
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	15
○特定調達契約に係る入札の公告……………	16
○特定調達契約の係る落札者等の公示……………	17
告 示	
北海道告示第266号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、余市土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。	
令和2年4月7日	
北海道知事 鈴木直道	
就退任の別	就退任年月日
理事・監事の別	氏 名
	住 所

就 任	平成31. 4. 3	理 事	齊 藤 啓 輔	余市郡余市町黒川町12丁目53番地 4
同	同	同	佐 藤 聖 一 郎	同 仁木町東町3丁目23番地
同	同	同	池 田 裕 之	余市町梅川町423番地 1
同	同	同	石 岡 渡	余市町梅川町1229番地
同	同	同	廣 岡 篤	余市町豊丘町45番地16
同	同	同	大 西 豊	余市町豊丘町1553番地
同	同	同	中 岡 孝 則	余市町豊丘町836番地 2
同	同	同	武 市 芳 清	余市町美園町269番地19
同	同	同	吉 田 慶 満	余市町山田町631番地
同	同	同	宮 野 安 民	余市町豊丘町1094番地
同	同	同	伊 藤 浩 一	仁木町砥の川45番地 1
同	同	同	大 森 敏 彦	仁木町旭台 1 番地
同	同	監 事	穂 苅 勝 行	余市町沢町 3 丁目17番地
同	同	同	森 誠 司	余市町山田町593番地
同	同	同	渡 辺 純	仁木町北町 3 丁目47番地
退 任	平成31. 4. 2	理 事	齊 藤 啓 輔	余市郡余市町黒川町12丁目53番地 4
同	同	同	石 岡 渡	余市町梅川町1229番地
同	同	同	伊 藤 浩 一	仁木町砥の川55番地10
同	同	同	佐 藤 聖 一 郎	仁木町北町 1 丁目119番地 1
同	同	同	池 田 裕 之	余市町梅川町423番地 1
同	同	同	内 田 英 之	余市町沢町 5 丁目46番地
同	同	同	大 西 豊	余市町豊丘町1553番地
同	同	同	神 隆 一	余市町豊丘町676番地
同	同	同	武 市 芳 清	余市町美園町269番地19
同	同	同	三 間 政 弘	余市町山田町600番地
同	同	同	宮 野 安 民	余市町豊丘町1094番地
同	同	同	大 森 敏 彦	仁木町旭台 1 番地
同	同	監 事	加 藤 光 一	余市町美園町366番地
同	同	同	渡 辺 純	仁木町北町 3 丁目47番地
同	同	同	穂 苅 勝 行	余市町沢町 3 丁目17番地

北海道告示第267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年4月7日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日 土地改良区名
令和 2. 3.27 オロロン土地改良区
同 南るもい土地改良区

北海道告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和2年4月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年4月7日

北海道知事 鈴木直道

地区名 事業の種類 縦覧場所
豊共第2 農業用排水施設、区画整理 北海道胆振総合振興局
藻内 農用地改良保全施設 北海道檜山振興局

北海道告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、富良野市及び中富良野町の富良野盆地地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和2年4月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年4月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第270号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する予定である。

令和2年4月7日

北海道知事 鈴木直道

- 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更261（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第271号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年4月7日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 天塩郡天塩町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌振興局産業振興部林務課及び天塩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第272号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和2年4月7日

北海道知事 鈴木直道

- (1) 指定施業要件変更予定保安林 夕張市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 夕張市（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

令和2年4月7日

北海道知事 鈴木直道

1 都市計画区域の名称 富良野都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

富良野市4196番の3及び7、11650番の1、富良野市字学田162番の7、166番の2及び4、167番の2及び3並びに168番の3及び6並びにこれらの区域に隣接する道道奈江富良野線の道路中心線の西側並びに市道ワイン通の道路中心線の南側

3 都市計画区域から除かれる土地の区域

富良野市11628番の1、11629番の1、4192番の1、4193番の1及び2、4194番の1及び4、4195番の1から2及び4から7、4196番の5、7及び8、4202番の1から2、4及び

6、4231番の4、8及び9、4234番の4並びに富良野市字学田176番の1及び3、並びにこれらの区域に隣接する旧市道ワイン通の道路中心線の南側、市道ワイン通支線の道路中心線の南側、旧道道奈江富良野線の道路中心線の西側並びに市道ワイン通の道路中心線の北側

北海道告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

北海道知事 鈴木直道

1 函館圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 函館圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

函館市入舟町の一部

七飯町中島町の一部

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

函館市山の手3丁目及び日吉町4丁目の各一部

七飯町中島町の一部

ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域

函館市末広町及び弁天町の各地先（地先公有水面）

3 旭川圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項

都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

4 旭川圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 区域区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

該当なし

イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

該当なし

ウ 市街化区域への変更を保留する土地の区域

該当なし

- 5 士別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 6 名寄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 7 富良野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 8 上川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 9 美瑛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 10 下川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 11 上富良野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 12 美深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 13 留萌都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 14 増毛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 15 羽幌都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 16 虻田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 17 静内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 18 浦河都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

北海道告示第275号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年4月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
二十四号沢川（Ⅱ－72－0930）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺蘂町大和（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西丸山の沢川（Ⅱ－72－0950）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺蘂町大和（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東無加川（Ⅱ－72－1070）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺蘂町豊金（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
宮下（7－11－389）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺蘂町宮下町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
8線沢川（Ⅱ－73－0140）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別市渚滑町元西（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
16線沢川（Ⅱ－73－0150）
(2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別市上渚滑町下渚滑（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 笹崎の沢川（Ⅱ－73－0560） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別市上渚滑町和訓辺（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第276号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 令和2年4月7日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺蘂滝湯2（Ⅱ－7－119－1966） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町滝の湯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留辺蘂富士見（Ⅱ－7－120－1967） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町富士見（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 二十六号沢川（Ⅱ－72－0940） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	北見市留辺蘂町大和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚和の沢川（Ⅱ－72－0960） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町厚和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 農場の沢川（Ⅱ－72－0970） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町厚和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 高田の沢川（Ⅱ－72－0980） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町滝の湯（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 25号沢川左1の沢川（Ⅱ－72－0990） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市留辺蘂町川北（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
---	--

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
25号沢川左2の沢川（Ⅱ-72-1000）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市留辺蘂町川北（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
25号沢川（Ⅱ-72-1010）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市留辺蘂町川北（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
金華駅の沢川（Ⅱ-72-1050）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市留辺蘂町金華（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
紋別渚滑町元新（Ⅱ-7-134-1981）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別市渚滑町元新一丁目、元新二丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置

いて縦覧に供する。）

北海道告示第277号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

令和2年4月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1 中間検査を行う区域
北海道の区域。ただし、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く。
- 2 中間検査を行う建築物
一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上のもので、当該部分を共同住宅又はこれとその他の用途を併用するもの。ただし、法第68条の20第2項に規定する建築物である認証型式部材等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたもの及び法第85条第5項又は第6項の適用を受ける建築物を除く。
- 3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程
次の表のとおりとする。

中間検査を行う 建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
(1) 主要な構造が木造	構造耐力上主要な軸組の工事（枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事）	構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法にあっては、耐力壁）を覆う内装工事又は外装工事（屋根ふき工事を除く。）
(2) 主要な構造が鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、壁の内装工事又は外装工事（屋根ふき工事を除く。）

備考

- 1 この表において「主要な構造」とは、1の構造の場合はその構造を、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの（最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造）をいう。
- 2 建築物の工区を分ける場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事に係るものに限る。

附 則

1 この告示は、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物又は法第18条第2項の規定により計画を通知した建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものを除く。	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年4月7日 北海道教育庁空知教育局長 藤村 誠
道立病院局告示	
北海道道立病院局告示第13号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年4月7日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛 1 落札に係る物品等の名称及び数量 道立病院庁舎で使用する重油燃料 A重油（1種1号）（1リットル当たりの単価） 1,198,000リットル 2 落札を決定した日 令和2年3月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 釧路アポロ石油株式会社 (2) 住 所 釧路市宝町2番2号 4 落札金額 45,30円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年2月4日付け北海道道立病院局告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道道立病院局病院経営課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	1 資格及び調達をする物品等の種類 令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和2年4月7日に一般競争入札の公告を行う空知管内道立学校で使用する電力の需給契約 (2) 資 格 空知管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。 (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。 (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。
道教育庁教育局告示	4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和2年4月7日（火）から同年5月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律
北海道教育庁空知教育局告示第38号	

(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(最終日のみ正午まで)の間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 岩見沢市8条西5丁目
(3) 電 話 番 号 0126-20-0142(直通)

北海道教育庁空知教育局告示第39号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年4月7日

北海道教育庁空知教育局長 藤 村 誠

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
空知管内道立学校で使用する電力
ア 基本料金(契約電力1kW当たりの単価) 22校23箇所 合計 17,808 kW
イ 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価) 22校23箇所 合計 3,403,449 kWh
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 令和2年7月1日から令和3年6月30日まで
(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁空知教育局告示第38号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎5階第二会議室
(送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室)
(2) 入 札 日 時 令和2年5月21日(木)午前10時(送付による場合は、同月20日(水)午後5時までに必着)
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額(銭単位の単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(銭単位の単価)に予定数量を乗じて得た額)が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格(銭単位の単価)を記載すること。
(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市 8 条西 5 丁目

ウ 電 話 番 号 0126-20-0142

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Sorachi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 17,808 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,403,449 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., May 21, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 10 : 00 A.M., May 20, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan

Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁石狩教育局告示第48号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和 2 年 4 月 7 日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) P P C用紙A 4 判 (札幌市北部地区) (1 箱当たりの単価)	3,200箱
(2) P P C用紙A 4 判 (札幌市中央地区) (1 箱当たりの単価)	3,682箱
(3) P P C用紙A 4 判 (札幌市西部地区) (1 箱当たりの単価)	3,108箱
(4) P P C用紙A 4 判 (札幌市東部地区) (1 箱当たりの単価)	4,310箱
(5) P P C用紙A 4 判 (江別石狩当別地区) (1 箱当たりの単価)	2,430箱
(6) P P C用紙A 4 判 (北広島恵庭千歳地区) (1 箱当たりの単価)	2,770箱
(7) P P C用紙B 4 判 (札幌市A地区) (1 箱当たりの単価)	2,310箱
(8) P P C用紙B 4 判 (札幌市B地区) (1 箱当たりの単価)	2,286箱
(9) P P C用紙B 4 判 (石狩地区) (1 箱当たりの単価)	1,703箱
(10) P P C用紙A 3 判 (全域) (1 箱当たりの単価)	2,221箱
(11) P P C用紙B 5 判 (全域) (1 箱当たりの単価)	1,559箱
(12) 更紙A 4 判 (全域) (1 箱当たりの単価)	665箱
(13) 更紙B 4 判 (全域) (1 箱当たりの単価)	680箱

2 落札を決定した日

令和 2 年 2 月 26 日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1 の(1)、(5)、(9)、(12)及び(13)

ア 住 所 愛媛県四国中央市三島宮川 1 丁目 11-7

イ 氏 名 森川株式会社

(2) 1 の(2)から(4)まで及び(10)

ア 住 所 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地

イ 氏 名 大丸株式会社

(3) 1 の(6)、(8)及び(11)

ア 住 所 札幌市豊平区月寒東 4 条 9 丁目 5 番 11 号

イ 氏 名 株式会社エム・マツバラ

(4) 1 の(7)

ア 住 所 札幌市東区北 12 条東 1 丁目 2-3

イ 氏 名 株式会社エムケ中田商会

4 落札金額

(1) 1,470円

(2) 1,450円

(3) 1,450円

(4) 1,450円

(5) 1,490円

(6) 1,540円

(7) 2,230円

(8) 2,240円

(9) 2,220円

(10) 1,750円

(11) 1,160円

(12) 3,186円

(13) 4,590円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和 2 年 1 月 17 日付け北海道教育庁石狩教育局告示第 8 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目